

令和元年美濃加茂市教育委員会 11月定例会 会議録

1 開会日時及び場所

令和元年11月18日（月）午前9時30分から午前10時35分まで
美濃加茂市役所分庁舎4階 第1会議室

2 出席者

（教育委員）

教育長 日比野 安平
委員 鹿野 久美子
委員 矢島 良子
委員 高野 光泰
委員 渡邊 博栄
委員 手嶋 秀人

（事務局）

事務局長 長谷川 壮重
学校教育課長 堀部 昇
教育センター次長 山内 章
教育総務課課長補佐 井藤 恵美

3 開会 午前9時30分

4 議事日程等

（1）教育長あいさつ

（2）会議録署名委員の指名

（3）議事

議第1号 令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会所管分）
に関する教育委員会の意見について

（4）協議・報告事項

- ① 教育委員会の臨時招集に係る内規について
- ② 教育委員会行事予定等
- ③ 教育センター事業報告

（5）その他

会 議 録

(1) 教育長あいさつ

日比野教育長	・白川郷学園への視察について 子ども達が歌で迎えてくれ、大変心温まる歓迎だった。 教育の仕方が勉強になった。
--------	--

(2) 会議録署名委員の指名について

日比野教育長	次に、今回の署名委員は高野委員にお願いします。
--------	-------------------------

高野委員	はい。
------	-----

(3) 議事

議第1号 令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会所管分）に関する教育委員会の意見について

日比野教育長	議事に入ります。 議第1号、令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会所管分）に関する教育委員会の意見について、事務局から説明をお願いします。
--------	--

長谷川事務局長	※資料に基づき説明。 <ul style="list-style-type: none">・古井小学校の児童数増加に伴い教室を増やすため、改修工事を行うもの・令和2年度、普通教室の2クラス増に対応し、会議室を間仕切りし、2室とする。・特別支援学級の2クラス増級に対応し、2教室をそれぞれ間仕切りし4室とする。・令和3年度から4年度にかけ、普通教室2室、特別支援教室1室が不足すると予測されるため、少人数教室の代替の部屋を準備する。・小学校施設営繕工事として、17,580千円の増額補正<ul style="list-style-type: none">建築工事 12,200千円機械設備工事 2,890千円電気設備工事 2,490千円
---------	---

日比野教育長	ご質問がありましたらお願いします。 間仕切りのパーティションの材質は何ですか。
--------	--

長谷川事務局長	できるだけ声が漏れないよう、木製ではありますが壁のようにします。
日比野教育長	少人数教室は3部屋に仕切った場合、どうなりますか。
長谷川事務局長	少人数教室ですので1つの教室を2か所で分けるといった感じです。
日比野教育長	問題は災害時の避難ですので、そのことが気になっています。仕切りはしっかりと貼り付ける形ですね。
長谷川事務局長	そうです。
日比野教育長	古井小は今後も増室予定がありますか。
長谷川事務局長	今後は普通教室1室程度の増減で運用していくことになると思います。特別支援教室は8人を定員とした部屋となっていますので、その時々的人数を見ながら対応します。また改修工事が必要となるかもしれません。
日比野教育長	<p>太田小もそうですが、古井小も外国籍児童が年間20人から30人増加します。出入りも多く、2、3日で在籍児童数に変化していき、予測がたたない。いずれ子どもの数が減ると言われていますが、美濃加茂市は特別な都市だと言えます。</p> <p>来年度はこのように対応しますが、ご承認いただけたということでお願いします。</p> <p>では、次をお願いします。</p>
堀部学校教育課長	<p>※資料に基づき、補正予算の内容について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語活動推進事業について、令和2年度以降、3年間の契約を締結するためプロポーザルを実施するため債務負担行為を行うもの ・小・中学校の英語教育の充実を図るとともに、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、外国語の背景にある文化への理解を深めるためネイティブスピーカーによる英語指導を行う ・費用は毎年度21,515千円、3年間で64,545千円 ・プロポーザルの実施に伴い、費用が安価になる可能性もある
日比野教育長	美濃加茂市は英語教育を先んじて行っていますが、全国的な動きもあります。ご質問がありましたらお願いします。
手嶋委員	講師を派遣する会社がたくさんありますか。

堀部学校教育課長	非常にたくさんありますので、一般入札とするか、指名競争入札とするかは未定ですが、今後1社に選定していきます。
鹿野委員	その際、費用のことも問題になると思いますが、こちらから費用について示しますか。
堀部学校教育課長	予算の上限を示し、それ以下で提示していただきますので、業者によっていくらになるかも選考の対象となります。あとは、こちらから条件を付けますのでどのような形でやっていただけるかという質の問題も考慮しながら選定委員会で選定していくということでございます。
鹿野委員	講師の先生の給料はどのような観点で決まりますか。
堀部学校教育課長	講師の給料についてはその会社独自になります。
鹿野委員	学校の職員の平均値とは全く関係ないのですか。
堀部学校教育課長	関係ないです。
日比野教育長	講師の給料は会社で管理しておりますから、市から個人に支払うわけではありませんので、内訳については市ではわかりません。
堀部学校教育課長	年間489万円の中に会社の取り分も含まれますのでどのような内訳かはわかりません。
長谷川事務局長	講師の給料は30万円ほどではないかと思います。
日比野教育長	他に質問がありましたらお願いします。 やはり3年間程度のスパンでないと展望をもった指導がしにくいということでしょうか。
堀部学校教育課長	はい。
手嶋委員	講師の囲い込みもあるでしょう。これだけの英語教育になってきたら色々な小・中学校、自治体から需要が多くなってくる。3年単位ぐらいで契約していないと、今年度は契約できるが来年度はできないということになる。
日比野教育長	おっしゃるとおりですね。教科書も4年、5年で変わっていくわけですから、同じ方法で計画的に進めないと落ち着いた教育ができないので

はないかと思います。

あとご質問はよろしいですか。では承認いただけたということにより
しくお願いいたします。

(4) 協議・報告事項

① 教育委員会の臨時招集に係る内規について

長谷川事務局長

※資料に基づき説明

児童に関するいじめや事故等の重大事案が発生した場合で、教育長が臨時会を招集すると認める場合の判断の基準を設けるもの

- ・招集の判断については、事案の重大性の軽重、個人情報等の視点等により緊急招集の判断を個別の事案ごとに教育長が行う
- ・教育員への報告方法等

日比野教育長

他の例もひいてもらいながら美濃加茂市に合うものを作成しましたが、いかがでしょうか。

手嶋委員

以前に発言した本旨は、このようなことも若干含みますが、規則の中での教育長への委任事項の例外に入れるべきではないかというのが本来の主張です。具体例を明確化することを否定するものではありませんが、このことを言いたかったわけではない。

また、このような案を出す場合は教育委員会規則も添付していただけるといいと思います。

いくつか中味についてですが、第2条の事案の重大性「の軽重」は必要ないのではないかと思います。軽の場合は当然会を開かないので、重大かどうかの判断だけでいいのではないかと思います。

そして、第4条、教育委員会への周知について何を周知するかが本文に書かれていない。このような重大事件があり、臨時会を開きたいという周知ではないと思います。何をという主語が抜けています。

また、第2項、3項について敢えて設ける必要性がないと思います。2号は「教育長は前項に報告するときはできるだけ速やかに行うように努めるようにするものとする」と、ここで言いたいことは「速やかに」ですよね。この言葉を第4項にもってくれば、第2項を設ける必要はない。第3項の「教育長は緊急で臨時会を開く必要があると認める場合は・・・」という項目が最後の第4条の第3項にきていることが不自然であると感じる。この第3項は文章をそのまま生かした形で、第2条につければより臨時会をどのような場合に開くのがはっきりとした形になる。

長谷川事務局長 わかりました。

日比野教育長 最初にこのことではないとおっしゃったことについては大丈夫でしょうか。

長谷川事務局長 今のお話で条例に関わる可能性があれば、議決が必要になります。

日比野教育長 既存のものではだめだということであれば、考えないといけない。あとはご意見いいですか。

では、今ご指摘いただいたことをもう一度、条例も含めて比較できるように。申し訳ありませんが持ち越しということに。

手嶋委員 今、言ったことについては取り下げます。条例は議会を通す必要もありますし、恐らく他に事例を求めようとしてもないと思います。

規則の中に盛り込むかどうか、という話で運用上、ちゃんとしていれば問題ない。

日比野教育長 他の委員さんたちもよろしいですか。

鹿野委員 内容があまりわかりません。

長谷川事務局長 教育委員会が行うべき色々な業務、内容が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で定められています。その中の一部は教育長に事務を任せてもいいとなっています。それに基づいて色々な事務を進めています。すべてを教育委員会に諮る必要はないというのは、その法律があるからです。手嶋委員がおっしゃっていることは、重大な事故等が起きた場合には、教育長だけでなく、やはり教育委員会で諮るべきことがあるので、委任してはいるものの、その他一部については例外をつくって教育委員会の権限として残しておいた方がいいのではないかとということです。

鹿野委員 文言にはなっていませんが、現実はそうなっているのではないですか。

長谷川事務局長 そうですね。私もこのようなご提案をいただきまして、どういった場合を例外として緊急で会議を招集し、説明や決議いただくべきなのかを考えてご用意いたしました。事例を調べてもなかなか出て来ず、事務局として運用させていただければありがたいと思います。

日比野教育長 いじめの問題等、総合教育会議という市長が運営する会議もある。事件によってどのように検討するか複数のグループがあります。重大な事

手嶋委員

例については教育委員会だけに任せておけない場合もあるわけです。次回、そのような一覧表も提示して、ご提案に対しては慎重に検討する必要がありますので、またご意見をうかがった上で足していきたいと思います。

そのようなことでお願いします。

はい。

② 教育委員会行事予定等

堀部学校教育課長

※行事予定を後ほど配布

③ 教育センター事業報告

山内教育センター次長

※資料に基づき説明
・教職員研修について
・「わくわくドキドキ科学の広場」実施要項
・「子ども展」実施要項
・不登校の現状について 人数は横ばい状況

日比野教育長

ご質問がありましたらお願いします。

(5) その他

日比野教育長

その他につきまして、何かありましたらお願いします。

手嶋委員

先日、白川郷学園に視察に行きましたが、せっかく視察に行きましたので、参加者からレポートなり、報告書なりいただくといいのではないですか。やはり視察に行った以上、報告が必要だと思います。視察に行った次の教育委員会で報告し、議事録に残すという形でもいい。

来年度以降そのような形にしては。

日比野教育長

そのようなご提案をいただきましたので、そうしましょう。

その他はよろしいですか。

それではこれで本日の定例会を終わります。ありがとうございました。

閉会 午前10時35分